
伊方町第2次総合計画 後期基本計画

[令和3（2021）年度～令和7（2025）年度]

よろこびの風薫るまち伊方

～みんなが選ぶ佐田岬、しあわせ感じる佐田岬～

令和3年3月

愛媛県伊方町

ごあいさつ

本町では、平成27年度に「伊方町第2次総合計画」を策定し、佐田岬半島の自然や風土、そして、大切に受け継がれている“助け合いの精神「合力（こうろく）の心」”を尊び、豊かな個性をさらに磨き、町民が生き生きと輝き、訪れた人が元気に輝くまちを目指し、“輝く人々・豊かな自然、よろこびの風薫るまち伊方”をまちの将来像に掲げその施策を推進してまいりました。



また、併せて平成17年4月1日の3町合併以降、人口減少・少子高齢化が予想以上に進み、その課題に立ち向かい地方創生の取組を加速化させるため、本町の重点施策の推進を示す、第2期伊方町まち・ひと・しごと創生総合戦略を令和2年3月に策定し、総合計画における重要課題に対応する基本目標を定めて取組をスタートさせました。

その一方、めまぐるしく変化する社会情勢をとらえ、人口減少・少子化・高齢化への対応はもとより、西日本の豪雨災害の頻発、南海トラフ地震への対策、新型コロナウイルス感染拡大防止に的確に対応しつつ、高齢者福祉、産業の活性化、観光・交流の促進等にスピード感を持って対応しなければなりません。

後期基本計画を策定するにあたり、前期基本計画の成果と課題を考察するため、町民の皆様にアンケート調査を行い、施策の満足度を計るとともに、今後の施策の重要度を把握しました。

そして、未来を担う中学生・高校生に参加いただき、地域の住民とともに、伊方のみらいづくりを語り合い、ずっと住み続けたい伊方町のまちづくりの施策をまとめるワークショップを実施することで、これからの10年、20年後の伊方町を担っていただけるひとづくりを念頭に置き、“未来への責任”を果たすべく、しっかりと施策の見直しを行いました。

今回、町民の皆様のご理解とご協力をいただき、着実に計画を実現する素地をつくることで、伊方町に生まれ育ち、住んでよかったと実感できるまちづくりに全力で取り組んでまいりますので、お力添えいただきますようよろしくお願い申し上げます。

最後に、この計画を策定するにあたりご協力をいただきました関係各位に心から感謝し、厚くお礼申し上げます。

令和3年3月

伊方町長 **高門 清彦**

伊方町まちの将来像

第1部 後期基本計画の策定について

1

第1章 計画策定の趣旨

2

- 1 計画策定の趣旨 2
- 2 後期基本計画について 2

第2章 計画の構成と期間

3

- 1 計画の構成 3
- 2 計画の期間 3

第3章 将来人口

4

- 1 将来人口 4

第4章 後期基本計画の策定にあたり

5

第5章 SDGsの達成に向けた計画推進

9

- 1 SDGsとは 9
- 2 伊方町におけるSDGs 9
- 3 SDGsの17のゴールとその役割 9

第2部 伊方のみらいづくり（策定の経緯）

13

第1章 アンケート調査

14

- 1 まちづくりの指標 14

第2章 みらいづくりワークショップ

16

- 1 伊方のみらい 16

第3部 後期基本計画

19

序章 後期基本計画の基本目標と施策体系

20

- 1 後期基本計画の基本目標 20
- 2 後期基本計画の施策体系 21
- 3 後期基本計画と総合戦略の位置付け 22

第1章 保健・医療・福祉

23

- 1-1 健康増進活動の推進 25
- 1-2 医療体制の充実 26
- 1-3 結婚・出産・子育てへの支援の充実 27
- 1-4 高齢者福祉の充実 29
- 1-5 障がい者福祉の充実 31

1-6	地域福祉の充実	32
-----	---------	----

第2章 社会基盤

33

2-1	生活環境の充実	35
2-2	道路・河川の整備、交通環境の充実	36
2-3	上・下水道の整備	37
2-4	港湾・漁港機能の充実	38

第3章 防災・減災

39

3-1	消防・防災体制の充実	41
3-2	交通安全・防犯体制の充実	43

第4章 移住・定住

44

4-1	住環境の充実	46
4-2	U・I・Jターン移住促進	47

第5章 産業・観光

48

5-1	農業の振興	50
5-2	水産業の振興	51
5-3	観光・商工業の振興	52

第6章 教育・スポーツ・文化

54

6-1	学校教育の充実	56
6-2	生涯学習・生涯スポーツの活性化	58
6-3	伝統・文化の継承と発展	60

第7章 住民協働・行財政

61

7-1	人権尊重・男女共同参画社会の推進	63
7-2	地域間交流・国際交流の推進	64
7-3	協働のまちづくりの推進	65

資料編

67

1	伊方町総合計画策定条例	68
2	伊方町総合計画審議会条例	69
3	諮問・答申	71
4	伊方町総合計画審議会 委員名簿	73
5	伊方町第2次総合計画後期基本計画 策定経過	74



伊方町まちの将来像

本町は、佐田岬半島の自然・伝統・文化・風土、そして、大切に受け継がれている“助け合いの精神「合力（こうろく）の心」”を尊び、豊かな個性をさらに磨き、町民が生き生きと輝くまちを、そして、訪れた人が元気に輝くまちを目指します。

まちの将来像は、このまちづくりを進めることをとおして、町民みんなの心に、そして、本町を応援してくださるすべての人の心の中に、佐田岬半島を愛する気持ち「風」となって吹き渡り、佐田岬半島全体によろこびの「風」が薫り渡ることを表現しています。

輝く人々・豊かな自然

よろこびの風薫るまち 伊方

～みんなが選ぶ佐田岬、しあわせ感じる佐田岬～

平成 28（2016）～令和 7（2025）年度

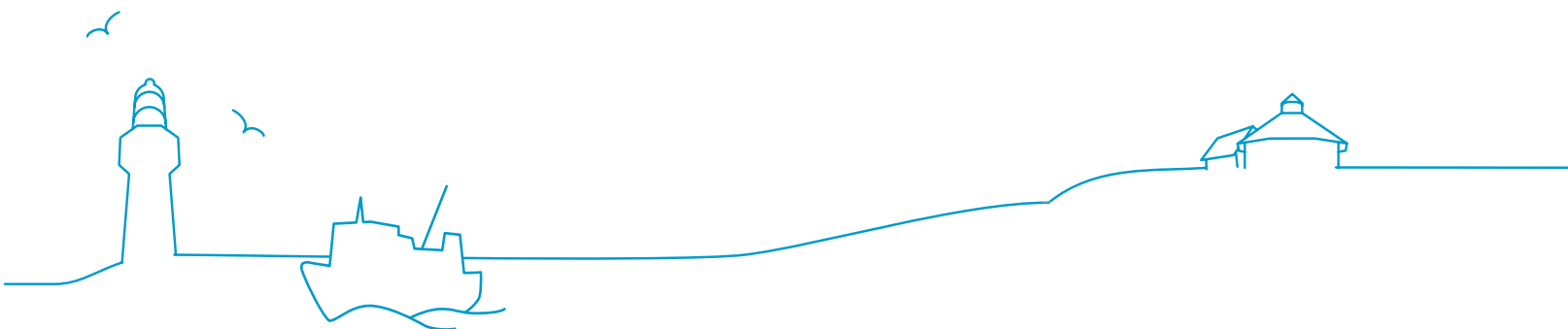
【まちづくりのテーマ】

～みんなが未来を選び、誰からも選ばれるまちを目指して～

佐田岬半島の豊かな自然と歴史に育まれた伝統文化を尊び、町民・地域・行政が一体となって、自分たちの意志で未来を切り拓くまちづくり、そして、輝く伊方町を国内・国外の人が選ぶようになるまちづくりに取り組みます。

～暮らす町民や訪れる人々がしあわせを実感できるまちを目指して～

佐田岬半島の豊かな自然と歴史に育まれた伝統文化から醸し出される地域の魅力を活かし、暮らす人々と訪れる人々の誰もが大きな喜びを感じ、しあわせを実感できるまちづくりに取り組みます。



第Ⅰ部 後期基本計画の策定について



第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の趣旨

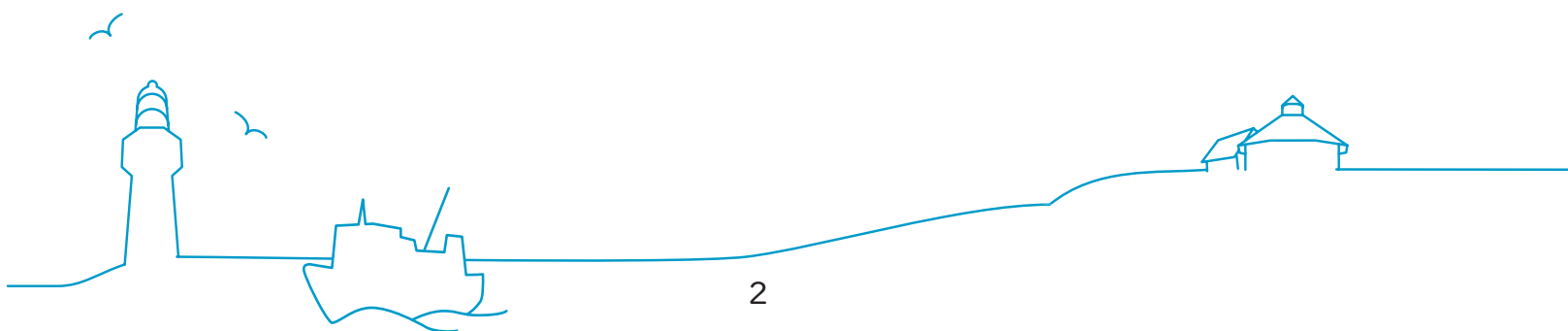
本町では、平成 28（2016）～令和 7（2025）年度の 10 年間を計画期間とした「伊方町第 2 次総合計画」を平成 27 年度に策定しました。「輝く人々・豊かな自然 よろこびの風薫るまち 伊方～みんなが選ぶ佐田岬、しあわせ感じる佐田岬～」をまちの将来像として、新しいまちづくりの「ビジョン（指針）」を掲げています。

しかしながら、伊方町第 2 次総合計画を策定してから 5 年が経過し、将来人口の減少、生活基盤の整備、定住・移住環境の確保、甚大な自然災害に対する備えなど、本町を取り巻く社会経済の潮流は変化し、新たな課題に直面しています。

このため、これまでの総合計画の施策展開に関する町民の意識や町の現状を把握するために、町民及び中学生へのアンケート調査、町民・中学生・高校生のみらいづくりワークショップを行い、施策の方向性を確認し、より効果的な計画にするために、必要な見直しを行いました。

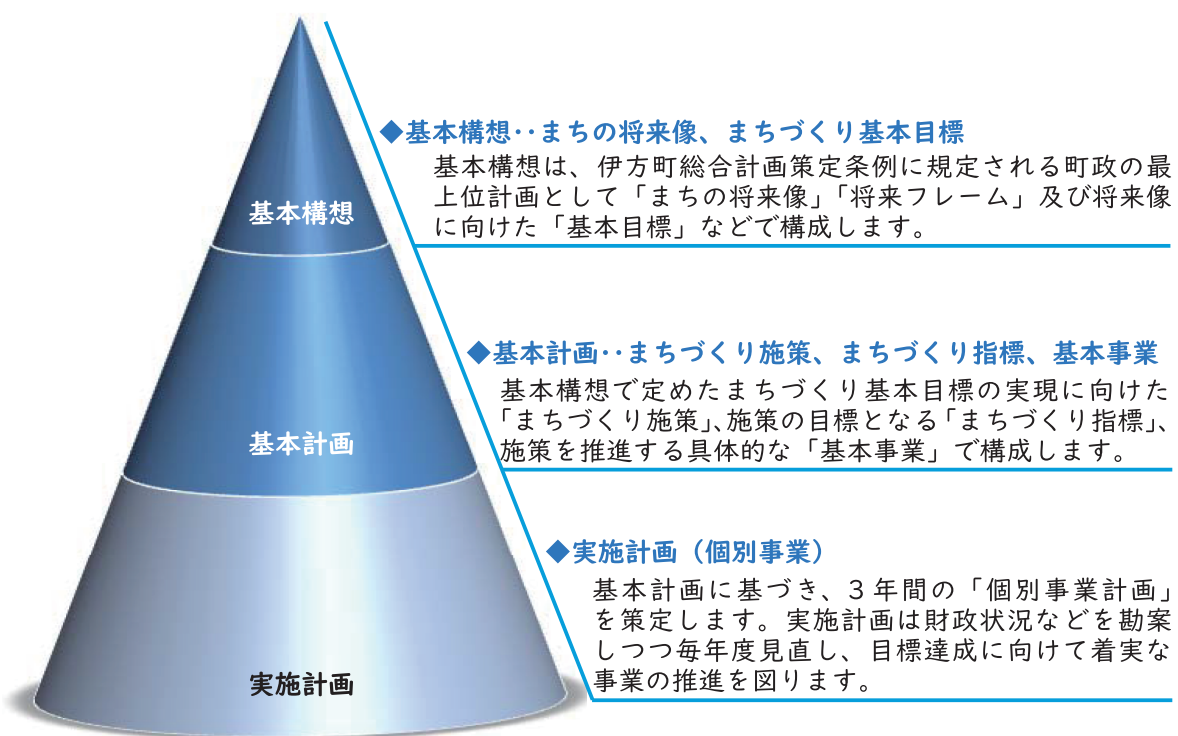
2 後期基本計画について

後期基本計画は、基本構想に掲げるまちの将来像の実現に向け、前期基本計画期間中の取り組みの成果や今後の課題などを把握するとともに、その具体的な方向性を示すための基本指針として策定します。



第2章 計画の構成と期間

Ⅰ 計画の構成



2 計画の期間

年度 西暦	平成 28	29	30	令和元	2	3	4	5	6	7
	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
基本構想	●—————→ 令和7年度 (2025)									
基本計画	●—————→ 前期基本計画 平成28年度 (2016) 令和2年度 (2020)					●—————→ 後期基本計画 令和3年度 (2021) 令和7年度 (2025)				
実施計画	●—————→ 3年間の計画 毎年度見直し		●—————→		●—————→		●—————→		●—————→	



第3章 将来人口

Ⅰ 将来人口

国勢調査を基準として、前期基本計画では、令和2（2020）年の人口を9,000人、令和7（2025）年の人口を8,300人と見込んでいましたが、令和2年12月末現在の住民基本台帳人口は、8,901人であり、予想以上に人口減少が進んでいます。

なお、伊方町人口ビジョン（平成28（2016）年3月策定）では、積極的な人口減少対策を町全体で推進することを前提に、40年後（令和42（2060）年）の人口を5,000人程度（国勢調査基準）と展望しています。

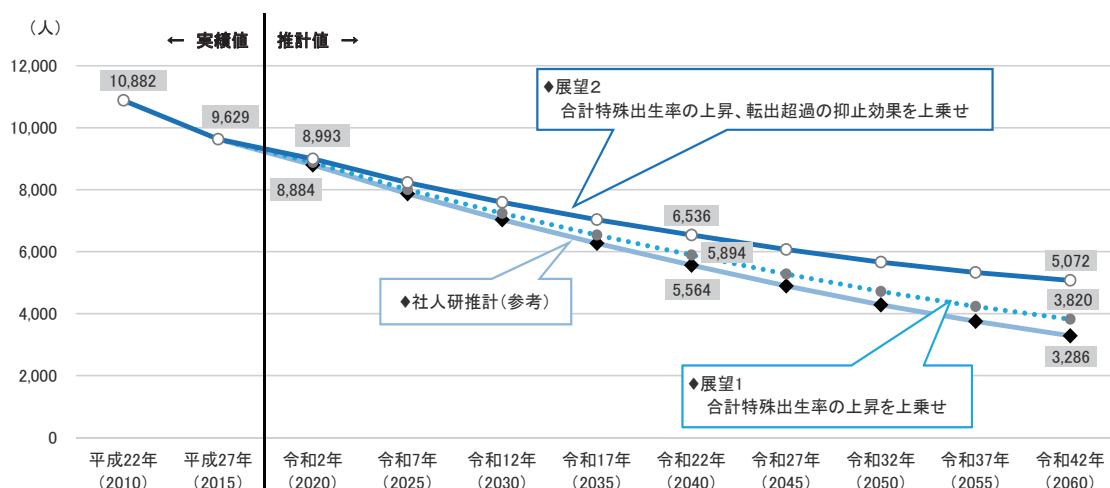
■第2次総合計画期間の人口フレーム■

	平成27年	令和2年	令和7年
将来人口 (国勢調査基準)	9,629人 (国勢調査)	9,000人	8,300人

8,901人

（資料：住民基本台帳 令和2年12月末現在）

■（参考）人口ビジョンの将来展望■



第4章 後期基本計画の策定にあたり

前期基本計画では、まちづくりの課題に応じて6項目（「保健・医療・福祉」、「教育・スポーツ・文化」、「住環境・社会基盤」、「自然環境・環境保全」、「産業振興」、「住民協働・行財政」）の基本目標を掲げて、まちの将来像の実現に向けて施策を推進してきました。

この間、下記のとおり目まぐるしく変わる社会情勢を捉え、予想以上の人口減少・少子高齢化への対応の解決に向けて、新たな課題への対応を迫られています。

住み慣れた伊方町で高齢者がいきいきと暮らし続けるまちづくりや子どものいる世帯の抱える課題を地域全体で支援することが求められています。

人口減少と少子高齢化が進む中、健康を維持し、生きがいを持って、誰もが安心して地域で暮らしていけるまちづくりのために、医療施設の充実化やそれぞれの集落で地域ケア体制の構築を進めていく必要があります。また、高齢者や障がい者などとその家族に対する負担軽減や心のケア、独居高齢者の引きこもりや8050問題の複合的な課題への支援体制が求められています。

少子化や核家族化が進む中、地域のつながりが希薄化し身近に相談ができる相手がないことで、町内で、子どもを産み、安心して育てていける環境づくりと子育て支援の充実が求められています。子どもの貧困問題として、教育の平等、子どもの健全な成長を地域で支えるため、ひとり親世帯などでの経済的な負の連鎖を断ち切る支援が求められています。

住み続けていける環境づくりに向けて社会インフラの維持更新が求められています。

定住化促進に向けた生活インフラ整備については、上・下水道の整備による事業経営の安定化を図るために、公共下水道等への加入促進を進めるとともに、引き続き、計画的な整備と設備の更新による生活インフラの充実化が必要です。

ごみの減量化に向けては、生ごみの排出抑制とともに、堆肥としての再利用の推進、可燃ごみの減少とCO₂の排出抑制が求められるなど、公共施設・社会インフラの老朽化に伴う維持管理・更新を計画的に実施するための財源確保が求められています。



普段から地域全体で自然災害に備えることが求められています。

台風や豪雨のほか予想される南海トラフ地震などの自然災害に備えるための強靱化対策、普段から、避難行動要支援者の把握に努め、支援者が情報を共有し、災害時の減災対策を地域と連携して推進する必要がある、町民、地域、関係機関との一層の連携がますます求められています。

東日本大震災を教訓に、四国唯一の原子力発電所の立地自治体であることも踏まえ、安全対策の徹底を前提に、放射線防護施設の整備や様々な避難手段の確保など原子力防災対策の強化、広域避難計画の充実による円滑な避難体制の強化が求められています。

人口減少対策として『移住・定住』地方創生の取組の加速化が求められています。

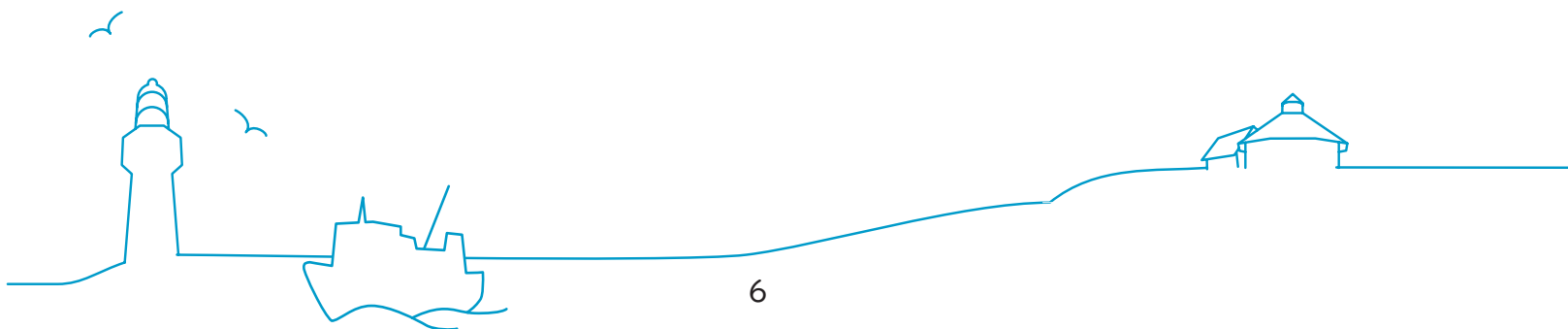
今後も移住促進への中心的な取り組みとして住宅用地の確保、公営住宅の改修、空き家を活用した民間住宅の確保などによる若者の定住化と移住促進の取組、人口減少に伴い「空き家」の増加も予想されることから、良好な生活空間を維持し、定住人口の減少抑制の取組の両輪が求められています。

第一次産業の人材の確保と人材育成、創意工夫ある観光産業の活性化が求められています。

本町の産業を取り巻く状況は依然として厳しい状況が続いています。産業の中心となる農業では、後継者の育成と農業経営の集団化（法人化）による生産体制の強化、農地の減少をくい止める優良園地の維持と農産物の高付加価値化が求められています。

水産業では、年間漁獲量の減少を補う加工品開発と販路拡大への取組、後継者育成が求められています。

観光では、佐田岬はなはながオープンし、県内の観光客の確保はもとより、九州との交流人口を増やし、観光施設の維持活性化、体験型観光（ツーリズム）を軸に観光・交流人口の増加に結び付ける創意工夫が求められています。



少子高齢化が進む中、社会変化に対応した教育分野の環境整備が求められています。

Society5.0 社会の構築に向け、本町では少子化が進む中、実情に応じた活力ある学校づくりや少人数教育への対応を含め、AI や IoT などの情報テクノロジー社会に対応し、プログラミング教育や ICT 環境の構築により、オンライン学習などの教育環境整備が求められています。

人生 100 年時代を迎え、本町では高齢化が進む中、生涯学習・スポーツ、文化活動においては、学習や活動に対する町民自身の意欲向上を図ることが求められています。

人口減少が進む中、町民や地域の力を活かす協働体制の強化が求められています。

公共施設・社会インフラ維持管理費用の増大などによる厳しい財政運営が見込まれていく中、メリハリのある行財政運営が必要であり、そのためには、地域の主体性と自立性による町民の多様な活動は重要な要素であり、10 代をはじめとする若い世代の地域活動やボランティア活動に関する高い参加意欲は、本町の大きな財産となります。

また、原子力発電所と共存共栄するまちづくりを目指し、町内企業との交流や企業の地域産業への参入など、地域との交流を促進し、住民・企業・行政がそれぞれの活力や能力等を活かすことにより、協働体制の一層の強化が求められています。



基本目標の再編

前述の課題への対応を図るため、町民及び中学生へのアンケート調査、町民・中学生・高校生へのみらいづくりワークショップ、職員ワークショップの実施結果を踏まえて、新たに「防災・減災」、「移住・定住」の2項目を加え、計画の基本目標を次の7項目に再編するとともに、SDGsの17のゴールに向かって、町の活力を維持発展させる持続可能なまちづくりの推進に取り組むこととしました。

■再編した基本目標■

前期基本計画	後期基本計画
1 保健・医療・福祉	1 保健・医療・福祉
2 教育・スポーツ・文化	2 社会基盤
3 住環境・社会基盤	3 防災・減災
4 自然環境・環境保全	4 移住・定住
5 産業振興	5 産業・観光
6 住民協働・行財政	6 教育・スポーツ・文化
	7 住民協働・行財政

第5章 SDGsの達成に向けた計画推進

Ⅰ SDGsとは

SDGsとは、「Sustainable Development Goals」の略であり、平成27年9月の国連サミットにおいて全会一致で採択された国際社会の共通目標です。「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けて、「2030年（令和12年）」を年限とする17のゴールと169のターゲットから構成されます。法的拘束力はありませんが、先進国・開発途上国を問わず、あらゆるステークホルダーが参画し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むことが示されています。

Ⅱ 伊方町におけるSDGs

日本政府は、平成28年12月に策定した「持続可能な開発目標(SDGs)実施指針」の中で、国として注力すべき8つの優先課題を掲げるとともに、各自治体に対し、各種計画や戦略、方針の策定等にSDGsの要素を最大限反映することを奨励しています。

本町の人口は減少しており、少子高齢化や町の産業・活力の低下が逼迫した課題となっています。将来人口推計において、2060年には5,000人まで減少することが予想されている中、本町においても、持続可能でより強靱な取組が求められ、わが国における持続可能な開発目標(SDGs)を踏まえて、まちづくりを進めるため、後期基本計画では、主要な施策ごとにSDGsの17のゴールと関連づけ、SDGsの理解と、住民及び事業者との連携を深め、総合計画・地方創生・SDGsを一体的に推進していきます。

Ⅲ SDGsの17のゴールとその役割

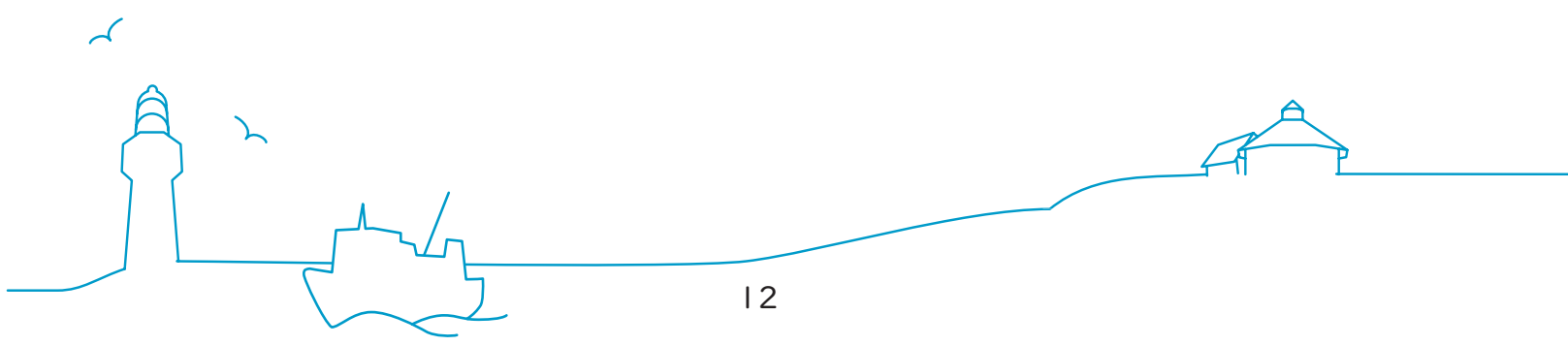
SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



ゴール	目標と役割
1 貧困をなくそう 	【目標1】あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。 行政は貧困で生活に苦しむ人々を支援する上で最も適したポジションにいます。自治体において、すべての住民が必要最低限の暮らしを確保することができるよう、きめ細やかな支援策が求められています。
2 飢餓をゼロに 	【目標2】飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。 行政は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。
3 すべての人に健康と福祉を 	【目標3】あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。 住民の健康維持は行政の保健福祉の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。生活環境を良好に保つことが住民の健康状態の維持・改善に必要であるという研究も報告されています。
4 質の高い教育をみんなに 	【目標4】すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。 教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては行政が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における行政の取組は重要です。
5 ジェンダー平等を実現しよう 	【目標5】ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化（エンパワメント）を行う。 行政による女性や子ども等の弱者の人権を守る取組は大変重要です。また、行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために、行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取組といえます。
6 安全な水とトイレを世界中に 	【目標6】すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。 安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも行政の大事な責務です。
7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 	【目標7】すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。 公共建築物に対して率先して省エネや再エネ利用を推進し、住民が省／再エネ対策を推進するのを支援する等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源利用のアクセスを増やすことも行政の大きな役割といえます。
8 働きがいも経済成長も 	【目標8】包摂的かつ持続可能な経済成長、及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する。 行政は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。
9 産業と技術革新の基盤をつくろう 	【目標9】強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進、及びイノベーションの推進を図る。 自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。

ゴール	目標と役割
10 人や国の不平等をなくそう 	【目標 10】 各国内及び各国間の不平等を是正する。 差別や偏見の解消を推進する上でも行政は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。
11 住み続けられるまちづくりを 	【目標 11】 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。 包摂的で、安全、レジリエントで持続可能なまちづくりを進めることは首長や行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で行政の果たし得る役割はますます大きくなっています。
12 つくる責任 つかう責任 	【目標 12】 持続可能な生産消費形態を確保する。 環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには住民一人ひとりの意識や行動を見直す必要があります。省エネや3Rの徹底など、住民対象の環境教育などを行うことで行政はこの流れを加速させることが可能です。
13 気候変動に具体的な対策を 	【目標 13】 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。 気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を行政で行うことが求められています。
14 海の豊かさを守ろう 	【目標 14】 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。 海洋汚染の原因の8割は陸上の活動に起因しているといわれています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなくすべての行政で汚染対策を講じることが重要です。
15 陸の豊かさを守ろう 	【目標 15】 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。 自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、行政が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、行政単独で対策を講じるのではなく、国や県、周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。
16 平和と公正をすべての人に 	【目標 16】 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。 平和で公正な社会をつくる上でも行政は大きな責務を負っています。地域内の多くの住民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも行政の役割といえます。
17 パートナリシップで目標を達成しよう 	【目標 17】 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。 行政は公的／民間セクター、住民、NGO／NPOなどの多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。





第2部

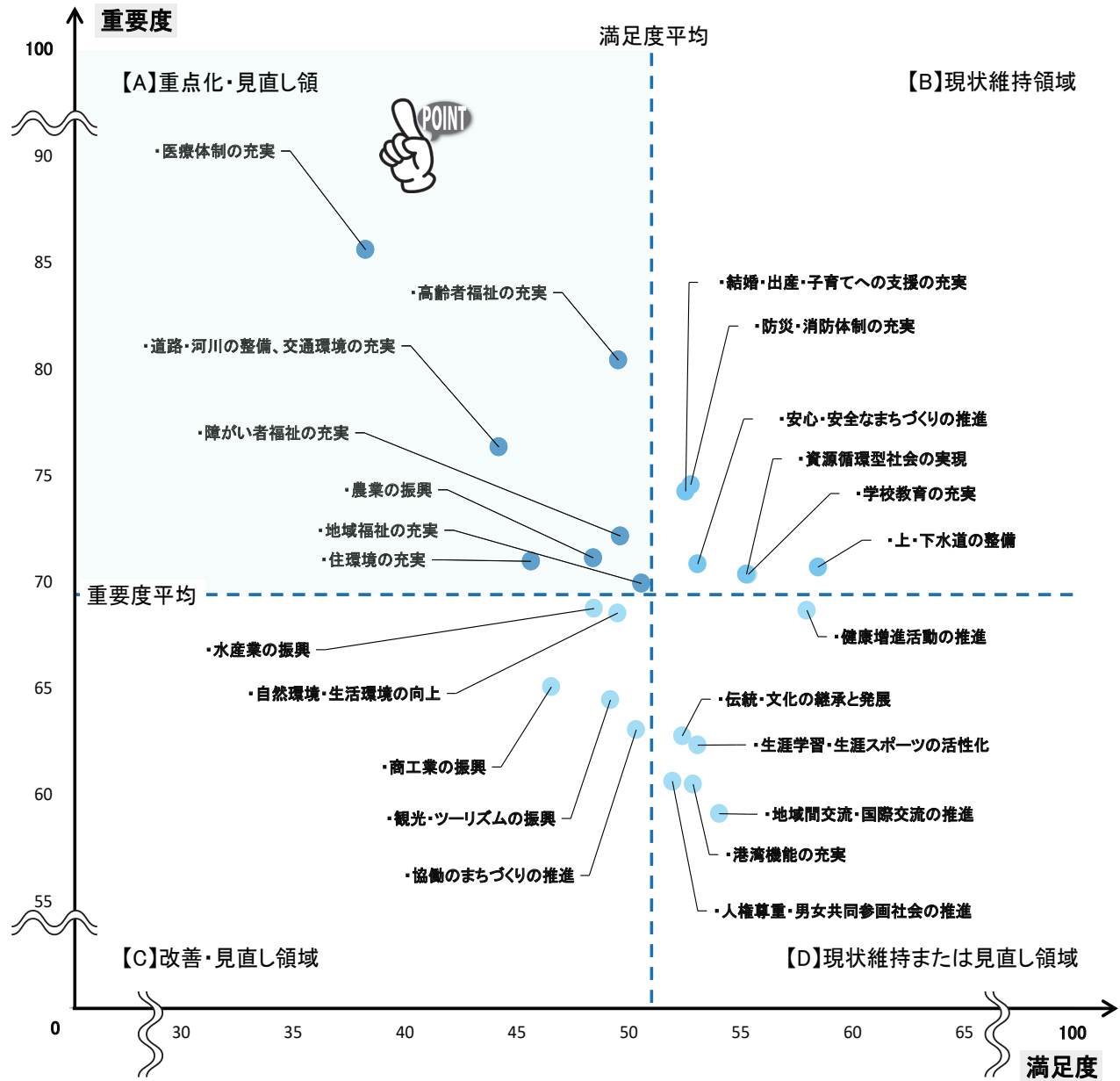
伊方のみらいづくり （策定の経緯）



第1章 アンケート調査

1 まちづくりの指標

【町民アンケートの結果 -まちづくりの満足度・重要度-】



☆まちづくりのポイント

住民の重要度が高い施策・満足度が低い施策は重点課題となります。

- ★医療体制の充実
- ★高齢者福祉の充実
- ★道路・河川の整備、交通環境の充実



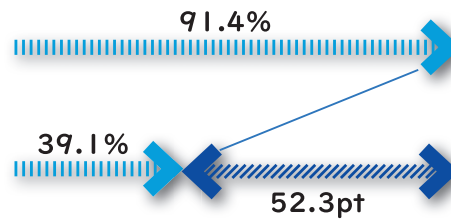
【中学生アンケートの結果 ―伊方町に住む条件―】

☆伊方町への愛着度

※とても感じている（34.3%）
まあまあ感じている（57.1%）の計

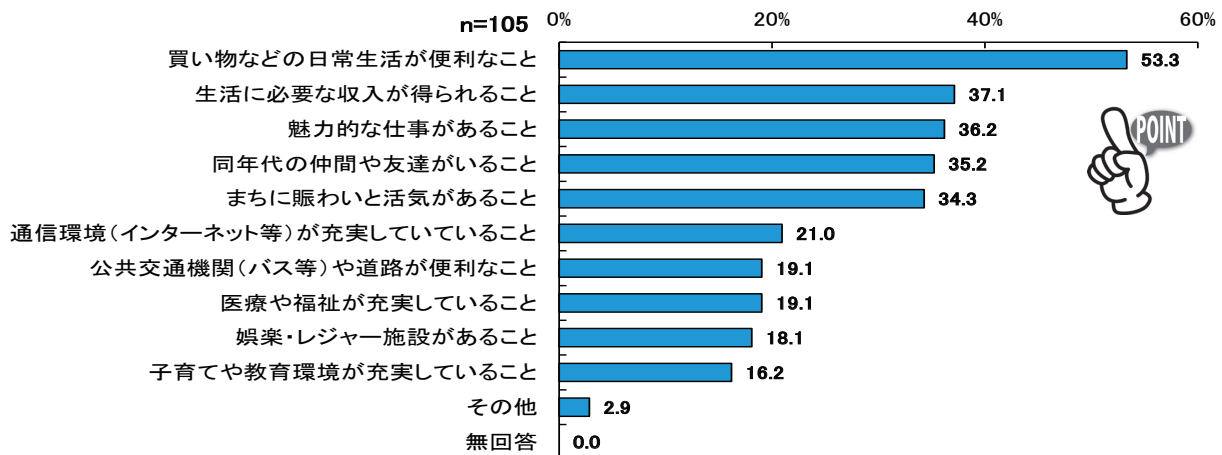
☆伊方町に住み続けたいか

※ずっと住み続けたい（2.9%）
進学・就職で一旦離れても戻ってきたい
（36.2%）の計



町に愛着があるのに
町に住むことが難しい

■伊方町に住み続ける、又は戻ってくるために、必要な条件



☆まちづくりのポイント

中学生の伊方町への愛着度は非常に高いものですが、進学や就職で町外に出た後に戻ってくることは難しいと考えていることが分かります。伊方町に戻ってくるために必要なまちづくりについて、次の意見がでました。

★買い物など日常生活が便利なこと

★生活に必要な収入が得られること

★魅力的な仕事があること

■ アンケート調査の概要

- 調査期間：令和2年7月20日から令和2年8月11日まで
- 対象者：（町民）伊方町に居住する満18歳以上の人
（中学生）伊方中学校、瀬戸中学校、三崎中学校の2～3年生全員
- 配布・回収：（町民）2,200件 回収数：869件（回収率39.5%）
（中学生）106件 回収数：105件（回収率99.1%）

第2章 みらいづくりワークショップ

1 伊方のみらい

基本構想のまちの将来像に実現にむけて、基本目標を5つのテーマ（共生社会・健康づくり、子育て・教育、安全・安心、活力、交流）に分類し、「住み続けたい伊方、戻ってきたい伊方になるために」というテーマで、伊方のみらいづくりの施策を立案しました。

☆まちづくりのポイント

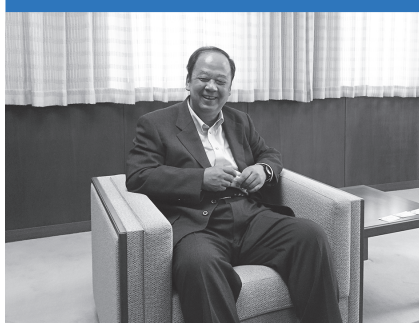
中学生、高校生、町民が話し合い、様々な視点でまちづくりの意見が出されました。

- ★年齢を問わず、町民同士がふれあい、協力し合う。
- ★町民と行政の対話の機会を積極的につくり、要望を拾いあげる。
- ★身近な交流を増やすことで共生社会を推進する。
- ★伝統文化を継承するため、特に若者に啓発する。
- ★学生向け交換留学などを通じて、まちの魅力を発信する。
- ★公営塾の先生を増員するなど、学びの場を増やす。
- ★休校・廃校など町有資産を有効活用する（オフィスや学習・交流の場の提供）。
- ★職場体験の選択肢を増やす。
- ★町内の中学校が合同で部活動ができる。
- ★LGBTなどにも配慮する。
- ★防災意識を高める。
- ★街灯の増設など防犯設備を整備する。
- ★地元の産業を学ぶ機会を教育に取り入れる。
- ★公園の整備や遊具・案内板などの設置を推進し、まちの活力を向上させる。
- ★海外との交流にも取り組む。

■ 次世代につなげるまちづくり みらいづくりワークショップの概要

- 日 時：令和2年11月21日 9:30～15:45
- 参 加：中学校の生徒と教員（伊方中学校、瀬戸中学校、三崎中学校）
三崎高校の生徒と教員、町民

「伊方のみらい」については、町長と教育長のインタビューや職員ワークショップも実施して、たくさんの方からその想いをくみ取りました。

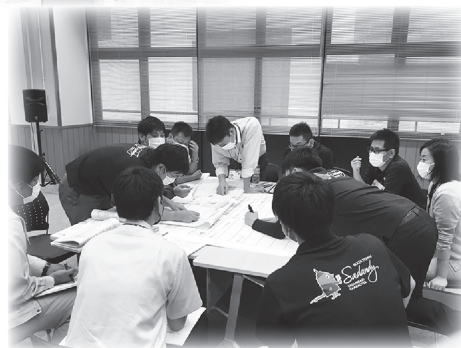


高門町長から
町政方針を伺いました。



中井教育長から
教育方針を伺いました。

職員ワークショップでは、伊方のみらいのシナリオを描きながら、これからの施策を立案しました。



みらいづくりワークショップでは、世代を超えて伊方のみらいを語り合いました。

